

少第328号
平成29年10月20日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

少年の居場所づくり活動推進要綱の制定について（通達）

少年の居場所づくり活動については、「非行少年を生まない社会づくりの一層の推進について（通達）」（平成24年12月13日付け少第372号）に基づき取り組んでいるところ、このたび、新たに別添「少年の居場所づくり活動推進要綱」を制定し、平成29年10月20日から運用することとしたので、積極的な取組を推進されたい。

別添

少年の居場所づくり活動推進要綱

第1 活動の目的

警察が地域の少年警察ボランティア等と連携し、それぞれの地域の少年に対し、大人との交流を深め、身体的・精神的なよりどころとして活用できる居場所を提供し、かつ、少年に達成感や充実感を体験できる各種活動を実施することで、次代を担う少年の非行を防止し、その健全育成を図ることを目的とする。

第2 対象少年

非行を犯すおそれのある少年、被害少年等、周囲の環境や自身に係る問題等を抱えていると認められる少年等のうち、次に掲げるものを対象とする。

- 1 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動に係る対象少年
- 2 継続補導対象少年
- 3 犯罪等の被害に遭い立ち直りに困難を抱えている少年
- 4 社会参加活動等の体験活動に参加意欲のある少年

第3 活動の種類

1 警察職員による実施

警察職員が主体となり、関係機関・団体、少年警察ボランティア等との連携の下、地域ぐるみによる清掃等の美化活動、社会奉仕活動、農業体験活動、スポーツ活動等、地域の特色を生かした各種体験活動等を企画・実施する。

2 事業者への協力依頼

農業体験活動やスポーツ活動等においては、専門的な知識を有する指導者による指導が必要となることから、活動の趣旨に賛同し、同意を得ることが可能な事業者を選定し協力依頼を行うとともに、当該活動への参画を依頼する。

第4 活動に当たっての実施要領

- 1 少年の立ち直りに最も適した活動を選定するとともに、各地区の少年サポートセンターと連携した活動を行うものとする。
- 2 事前に少年の居場所づくり活動実施計画書（別記様式第1号）を作成し、生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）へ活動の種別、参加人数等を報告する。
- 3 各種事故防止に配慮するとともに、効果的な活動が展開できるよう細心の注意を払うものとする。
- 4 活動を実施した場合は少年の居場所づくり活動実施結果報告書（別記様式第2号）に記録し、全ての活動が終了した後、少年課長へ報告するものとする。

第5 その他の留意事項

- 1 活動を実施するに当たっては、事前に対象少年及び保護者の同意を得ておくものとする。

2 関係機関・団体、ボランティア等の協力者に対し、対象少年及び保護者に係る個人情報等を伝える際には、必ず保護者の同意を得てから行うものとし、伝える情報を必要最低限にとどめるなど、その取扱いには慎重を期すこと。

3 対象少年の実施場所までの交通手段は原則として保護者の送迎によることとする。

なお、やむを得ず警察職員が送迎する場合は公用車に限るものとし、保護者に対して交通事故発生時の対応等について十分説明し、後日紛議が生じることのないようあらかじめ理解を得るなど、十分な配慮に資すること。

附 則（平成 29 年 10 月 20 日付け少第 328 号）

この要綱は、平成 29 年 10 月 20 日から運用する。

※別記様式省略